

建設業における 適正な取引の推進に向けて！

（元請・下請編）



国土交通省九州地方整備局
建政部建設産業課

リーフレットデータ
はこちらから



元請・下請間の取引で次のような事例はありませんか？

～本リーフレットにおける用語の定義～

「元請」とは発注者から直接工事を請け負った請負人、「下請」とは下請契約における請負人を指します。

元請・下請の関係は対等ですか？

- 元請が、**自らの予算額のみを基準とするなど、合理的根拠なく、下請代金の額を決定した。**（いわゆる「指値」）
追加工事が発生したが、追加工事に係る費用について、**必要な増額変更を行わず、下請に費用を負担させた。**
- 元請が、見積書に計上している**法定福利費を採用してくれない。**
- 元請との価格協議に際し、**見積総額で協議したため、結果として必要な法定福利費が確保できなかった。**

○元請が地位を不当に利用し、**指値をしたり、追加工事に要する費用を下請に負担させ、請負代金が工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合は建設業法に規定する「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがあります。**

○法定福利費は「通常必要と認められる原価」のため、その経費を削減し、**請負契約を締結してはなりません。**

○労務費をもとに算定される法定福利費は、**本来、価格協議の対象とはなりません。**必要な法定福利費を減額することは、建設業法に規定する「**不当に低い請負代金の禁止**」に違反するおそれがあります。

建設業法（不当に低い請負代金の禁止）

第十九条の三 注文者は、**自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。**

○社会保険の保険料は建設業者が**義務的に負担しなければならない「法定福利費」であり、「通常必要と認められる原価」に含まれる。**
そのため、見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

○下請負人の見積書に法定福利費が明示されているにもかかわらず、**元請負人がこれを尊重せず、一方的に削減したり、実質的に法定福利費相当額を補うことができない金額で請負契約を締結することは、厳に慎むこと。**
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（抜粋）

上記事例は、いずれも「正常な商慣習に照らして不当に下請に不利益を与える行為」です。

公正取引委員会は、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、一方的に、取引を実施する場合に当該取引の相手方に**正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為を「優越的地位の濫用」として、独占禁止法によって規制しています。**

見積書は法定福利費等の内訳を明示していますか？

- 元請が下請に対し、ガイドラインで規定された**法定福利費を内訳明示した見積書の提出を求めている。**
- 下請が元請に対し、**労務費その他の経費の内訳を明示せず、見積書を提出した。**

- 元請は、見積条件提示の際、**法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう下請に働きかけなければなりません。**
- 下請は、**労務費その他の経費の内訳を明らかにして、見積を行うよう努めなければなりません。**

建設業法（建設工事の見積等）

第二〇条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。**

※「経費」とは、材料費、労務費、法定福利費、共通仮設費、現場管理費、安全衛生経費等です。

○元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による**法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。**

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（抜粋）

見積書 記載例

工事費	8,000,000円
□□費	500,000円
○○費	600,000円
法定福利費 注①	900,000円
総額	10,000,000円

注②

左記工事に占める**労務費相当額**

5,625,000円

法定福利費の計算

労務費×社会保険料率

5,625,000×0.16 注③

注①

法定福利費を内訳明示してください。

注② 労務費相当額を明示し、算定根拠を明らかにしてください。

注③ 社会保険料率は地域ごとに異なります。

※詳細は、各専門工事業団体毎の

「標準見積書作成手順書」をご確認ください。

適正な社会保険に加入していますか？

- 下請が**社会保険料負担の削減を目的として、一人親方と請負契約しているが、実態は労働者（社員）と同様な働き方になっている。**（いわゆる「偽装一人親方」）
- 個人事業所が**社会保険料負担の削減を目的として、5人以上の労働者を雇用しているのに5人未満と偽り、健康保険、厚生年金保険に加入していない。**

- 下請の指揮監督下において、労務を提供し、その対価が支払われている一人親方は、「請負契約」ではありません。そのため、**労働者（社員）として、「雇用契約」し、適正な社会保険に加入する必要があります。**
- 5人以上の労働者を雇用していれば、健康保険、厚生年金保険に加入する必要があります。**

民法（請負）

第六三二条 請負は、当事者の一方がある**仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。**

○当該一人親方が工事を請け負う**個人事業主か、雇用契約すべき労働者か**を確認する必要があります。

確認には「**働き方の自己診断チェックリスト**」を参考にし、必要に応じて、雇用契約・社会保険の加入を促してください。

○「社会保険の加入に関するガイドライン」の「**適切な保険**」の**確認シート**を参考に適切な社会保険に加入してください。

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰に対応した価格転嫁が適正に行われていますか？

- 当初契約時に資材等の**最新の実勢価格を適切に反映していない請負代金額で契約を締結した。**
- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により**施工に必要な費用が上昇しているにもかかわらず、追加費用の負担について、元請が下請の協議に応じず、必要な変更契約を行わない。**
- 請負契約書に**スライド条項を規定していない、又は「価格変動による変更協議に応じない」旨を見積条件等に記載している。**



- 資材価格等が値上がりし、下請から協議の申し出があるにもかかわらず、**従来の単価と同一の単価で契約締結することは「優越的地位の濫用」となるおそれがあります。**
- 契約締結後において、**下請から協議の申し出があった場合には、適切に協議に応じ、状況に応じた必要な変更契約を実施するようお願いします。**変更契約を行わない場合は、建設業法に規定する「**不当に低い請負代金の禁止**」に違反するおそれがあります。
- なお、多くの場合、元請の方が取引上の立場が強いため、下請は価格転嫁を言い出しにくい状況にあります。そのため、**元請には積極的に協議の場を設けることが求められており、協議を行わない場合は、「優越的地位の濫用」となるおそれがあります。**
- 適切な変更契約を行うために、**建設工事標準下請契約約款**における契約変更条項を適切に設定して運用してください。

公正取引委員会は、『労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある』と明確化しています。また、令和5年11月に「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を策定し、本指針に記載の行動指針に沿わない行為をした事業者には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していくこととしている。

建設工事標準下請契約約款（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（抜粋）

第二十二条 工期内に**賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。**

働き方改革（適正な工期・長時間労働の改善）を考慮していますか？

- 現在、建設業では時間外労働の上限規制が適用除外されているため、**上限なく時間外労働を行わせている。**
- 元請が、早期の引渡しを受けるため、下請に対して、**当該工事を施工するために通常必要と考えられる工期よりも著しく短い期間を示し、当該期間を工期とする契約を締結した。**
- あるいは、当初定めた**工期を変更する際、通常よりも著しく短い期間を工期とする請負契約を締結した。**



- 働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、**令和6年4月からは建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます。**
- たとえ元請と下請が合意していても、令和6年4月以降、上限規制を上回る**違法な時間外労働を前提として設定された工期は、「著しく短い工期」となり、建設業法に違反するおそれがあります。**
- また、**工期を変更する場合も建設業法は適用され、変更後の工事を施工するために「著しく短い工期」を設定することは禁止**されています。違反した場合、許可行政庁が元請に対して「**勧告**」や「**指示処分**」を行うことがあります。

- 他産業と比較して、**建設業は年間出勤日数が多く、年間総実労働時間が長い状況となっている。**
- 4週8休（週休2日）の取得についても普及が遅れている。**



- 長時間労働の改善や週休2日の確保などの働き方改革の推進は、建設業の将来の担い手（若者）を確保するために非常に重要な取組です。****人手不足は人件費高騰を招き、結果として工事コストの増大に繋がります。**

建設業法（著しく短い工期の禁止）

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる期間**に比して**著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。**

- 令和6年4月以降、上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定された工期は、たとえ、**元請負人と下請負人が合意していても「著しく短い工期」と判断されます。**「建設業法令遵守ガイドライン（第9版）」（抜粋）

○改正労働基準法（平成31年4月施行 建設業については令和6年4月から適用）

時間外の労働の上限規制

・原則として月45時間、年360時間

・臨時的な特別な事情がある場合でも上回ることをできない上限

①時間外労働時間が年720時間以内

②時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

③時間外労働と休日労働の合計について、2～6ヶ月の平均が全て1月当たり80時間以内

④時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6ヶ月が限度

※災害の復旧等の事業に関しては、上記②③は適用されません。

（詳しくは労働基準監督署にお問い合わせ下さい。）

～建設業の働き方の現状（令和4年）～

○年間出勤日数、年間総実労働時間の比較
全産業と比べ建設業は年間出勤日数で**12日**、年間総実労働時間で**68時間**長くなっている。

○建設業における休日の取得状況
「**4週6休程度**」が最も多く、4週8休（週休2日）の確保ができていない。

○年齢階層別の建設技能者数
60歳以上が全体の約25%（77万人）を占め、**29歳以下は約12%**（35万人）程度。

立入検査（建設業法第31条） 重点確認事項

- 下請からの見積書について、標準見積書を用い、適正に「**法定福利費**」、「**労務費**」が明示されているか確認する。
- 下請からの見積書について、価格協議の過程で**法定福利費・労務費が減額・圧縮されていないか**確認する。
- 下請からの見積書について、内訳毎ではなく、**見積総額一式で協議されていないか**確認する。
- 一人親方については、見積依頼書等で「**請負内容**」を確認し、「**個人事業主**」か「**労働者（社員）**」かの確認を行う。
- 個人事業所については、**適正な社会保険に加入しているか**「**作業員名簿**」等で確認する。
- 下請の申し出に対し、元請が**スライド協議に応じているか、適切な変更契約を実施しているか**確認する。
- 工事施工に際し、工事内容・施工条件を踏まえ、**適正な工期が確保されているか**確認する。

インボイス制度への対応について

免税事業者との建設工事の請負契約に係る建設業法上の考え方（具体例）

○「請負代金額110万円」で建設工事の請負契約を行った。

○工事完了後、インボイス発行事業者でなかったことが請求段階で判明したため、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わないことにした。



国税庁
インボイス制度
特設サイト



元請負人（下請契約の注文者）が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反となります。

建設キャリアアップシステムの普及について

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組みで、業界団体と国が連携して普及を進めています。

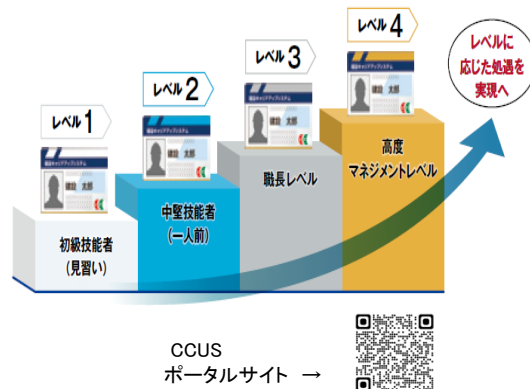
建設キャリアアップシステムを活用することにより、

- ①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる
- ②技能、経験に応じて適切に処遇を改善する
- ③技能者を雇用し育成する企業が成長する

建設業を目指しています。

今後、公共工事・民間工事を問わず、事業者にも技能者にも広く普及させていくことが不可欠です。

CCUSの事業者登録及び技能者登録や、元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置をお願いします。



法令遵守相談窓口について

建設業の法令違反に関する通報窓口

～なくそう違反、あったら通報！～

駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail : hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00, 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。

リーフレット



建設業に関する総合的な相談窓口

～建設業に関する様々な相談を受付けます！～

建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004-976

E-mail : hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00, 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。

- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

リーフレット

